

重要法令・通知の最新動向

～ 会社法改正・親会社保証借入金制限の緩和・個人所得税 ～

ここ最近、重要な法改正や通知が立て続けに発表されています。中でも、新会社法の公布、4月の執行以来資金調達の障害となっていた親会社保証借入金の制限に関する緩和通知、そして個人所得税法の改正による基礎控除額の引き上げ等は外資企業にとって関心の高い項目です。

すでに、各紙面等で公表されている内容ではありますが、これら各重要法令・通知についてポイントを以下にまとめてみました。

「会社法」改正のポイント

10月27日に新「会社法」が公布され、2006年1月1日より施行されます。

この新「会社法」(以下、「新法」という)のポイントは以下の通りです。(有限責任会社に関する事項を中心に)

1. 法人格否認の法理を明記

新法: 法人格否認の法理が明記され、有限責任会社の出資者の責任が重くなった。

旧法: 出資者の有限責任のみ規定。

新法では、「会社法人の独立地位及び出資者の有限責任を濫用し、債務を逃避し、会社債権者の利益に重大な損害を与えた場合には、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。」と明記され、所謂、法人格否認の法理が明記されました。新法でも旧法同様、出資者の有限責任を原則としつつ、上記の要件を満たすような状況の場合には、例外として法人格を否定し出資者にその責任を負わせるというものです。(実際の適用は、極めて限られた場合と考えられています。)

2. 最低資本金額の引き下げ

新法: 有限責任会社の最低資本金を一律3万と定められた。

旧法: 製造・卸売業: 50万円、小売業: 30万円、コンサル等サービス業: 10万円

外商投資企業の最低資本金は、特定業種を除き法令上別段の規定はないが、実務上、行政機関により決定されている。(例: 保税区分社の場合20万USD等)ただし、最近では10万USD以下の外商投資企業の設立も認められている場合もあり、交渉次第!? (もちろんそれだけの資本金で、運営できればの話ですが・・・)

3. 出資内容の条件緩和

新法: 出資可能資産として「現金・現物・知的財産権・土地使用権等」とされており、登録資本の30%以上は現預金である事とされた。

旧法: 工業所有権・技術ノウハウを出資する場合には、これらの出資金額は登録資本の20%を超えてはならない。

外資企業法実施細則では、旧法と同様の規定があるが、会社法の規定が優先されるか(法律解釈では会社法が優先適用される。)、実施細則が改正されるか今後の動向が注目される。

4. 一人有限責任会社の設立が可能に

新法: 出資者数の制限が50人以下と定められた。つまり出資者一人(法人)での設立が可能となった。条件として最低資本金は10万円、一括払い込み。

旧法: 出資者は2人以上50人以下と定められていた。

従来、外商投資企業の出資により中国国内に子会社を設立しようとした場合、設立される子会社は内資企業として取り扱われ、会社法の適用を受け、当該外商投資企業一社を出資者とする会社の設立が認められていなかった。このため、無理に合弁パートナーを見つけ内資合弁企業を設立するか(信頼できるパートナー探しが大変、合弁経営の難しさ…)、日本親会社から新たな出資を受け外資合弁企業として設立(新たな資金負担…)せざるを得なかった。今般の改正により、これらの問題は解決される。

5. 他企業へ投資する場合の制限撤廃

新法: 他企業へ投資する場合(子会社設立含む)、投資額についての制限が撤廃。

旧法: 他企業へ投資する場合、投資累計額は純資産の50%以下とする。

既存の外商投資企業が子会社を設立する場合や、他企業への投資について規制が撤廃された。

6. 監事会・監事の設置義務

新法: 有限責任会社に監事会又は監事の設置が義務付けられた。

旧法: 規模の大きい有限責任会社に、監事会の設置が義務付けられていた。

規模の大きい有限責任会社には従来どおり、監事会を置きその構成員は3名以上とされているが、規模の小さい有限責任会社については1名~2名の監事を置き、監事会を置かなくても良いとされている。

外商投資企業に関連する規定には、監事会や監事の設置義務については特に規定されていない。この場合、会社法の規定が適用され、監事会又は監事を設置せよと行政より指導される可能性はあるものの、それほど強く指導してくる事はないように思う。

親会社を含む国外機構保証付き借入金の制限緩和

外貨管理局総局より、「外債管理を完全にする関係問題に関する国家外貨管理局の通知」(匯発[2005]74号)が公布され、2005年12月1日より施行されます。この通知は、本年4月から実施されている外商投資企業に対する借入制限について緩和された内容となっています。主なポイントは以下の通りです。

1. 親会社を含む国外機構による保証付き国内借入れの外債登記について、「保証提供額」から「保証履行額」に変更された。
2. 親会社を含む国外機構の保証が履行された場合、債務者は履行後15日以内に所轄外貨管理局で外債債務登記を行う。この場合の外債登記可能額は、総投資額から注冊資本金の額を差し引いた額(いわゆる「投注差」)に限定。
3. 親会社保証に基づく国内貸付に関する偶発債務登記は、貸主側の金融機関が行う。

親会社を含む国外機構保証付き国内借入について、借入実行時において投注差を考慮する必要は実質的になくなった。しかし、金融機関の与信審査により、実際の借入可能額が決定される事は言うまでもありません。

また、親会社の保証が履行された場合、投注差の範囲内でしか外債登記はできないため、親会社の回収は投注差の範囲内となります。

4. 投資総額が登録資本金額と同一となっている外商投資企業は、原審査認可部門に投資額及び登録資本を改めて査定申請を行い、その後投注差管理の原則に従い外債借入を行う。

総投資額 = 注冊資本金額の場合、総投資額だけの増額が可能に。

個人所得税中国人の基礎控除拡大

2005年10月27日付けで「中華人民共和国個人所得税法」の改正が行われ、2006年1月1日より施行される事となりました。この改正のもっとも注目される点は、**基礎控除額が800元から1600元に引き上げられた**ことです。

天津では、本年5月に1200元に引き上げられましたが、1月1日以降は全国一律1600元に統一されるようです。一方、外国人の基礎控除については、今回の法修正では何ら触れられておらず、今後の動向が注目されます。

(完)